

伊勢市ネーミングライツ提案募集要領

1 はじめに

伊勢市（以下「市」という。）では、民間事業者の皆様の支援により、新たな財源の確保、施設のサービスの維持・向上を目指し、ネーミングライツの導入を進めていますが、対象施設の更なる拡大を図るため、愛称を付けたい施設の提案を募集します。

2 ネーミングライツとは

ネーミングライツとは、市の施設に企業名や商品（ブランド）名を冠した愛称を命名する権利（以下「命名権」という。）のことです。

（1）ネーミングライツによる名称

正式名称は変更せず、愛称とします。契約期間中は、愛称の変更をすることができません。また、市は愛称の普及のため、次のとおり協力します。

- ① 愛称の決定につき記者発表し、市ホームページ等で公表します。
- ② 市の各種広報において愛称を使用するとともに、各種機関に対しても愛称の使用を働きかけます。

（2）命名権の対価

命名権の対価としては、金銭のほかに、対象施設への役務（サービス）の提供なども可能です。

（3）命名権者のメリット

施設への愛称名を広告媒体とする広告効果のほか、命名権者には、関連する製品の展示や募集施設内での企業広告やポスター等の掲示など内容によっては付与が可能となる場合があります。

（4）契約期間

原則として、3年以上10年以内の期間とします。ただし、指定管理者制度導入施設については、指定期間を考慮し、協議の上決定します。

3 提案の対象施設

市が所有する施設の中から提案者が任意に選択できます。ただし、施設の性格上、ネーミングライツになじまない施設（本庁舎・総合支所等の庁舎、学校、保育所、病院、寄贈品の多い資料館など）は除きます。

また、次のいずれかに該当するなどにより、市がネーミングライツの付与の対象としてふさわしくないと判断した施設、既にネーミングライツが導入されている施設（※1）、市民公募など現在の名称の設定に特段の経緯がある施設は対象外になります。

- ・市民生活に混乱を招くおそれがあるもの
- ・公平性・中立性を損なうとの誤解を受けるおそれがあるもの

※1 本市のネーミングライツ導入事例

施設名称	愛称	契約期間	契約金額（税込）
伊勢市観光文化会館	シンフォニアテクノロジー響ホール伊勢	平成 29 年 4 月 1 日 ～令和 9 年 3 月 31 日（10 年間）	年額 500 万円
伊勢市倉田山公園野球場	ダイヤモンド伊勢		年額 300 万 401 円

4 募集する提案

提案者自らが命名権の付与を希望する提案を募集します。

ただし、伊勢市広告掲載要綱第 3 条及び伊勢市広告掲載基準第 4 条に該当する提案はできません。

5 提案者の資格

提案者は、提案内容を自ら主体となり実施する法人とします。ただし、次に掲げる事項のいずれかに該当する者は提案者となることができません。

- ① 伊勢市広告掲載基準第 4 条（掲載をしない業種又は事業者）に掲げる業種又は事業者該当する者
 - 伊勢市広告掲載基準第 4 条に掲げる業種又は事業者
 - ・消費者金融、商品先物取引、外国為替証拠金取引等に係る業種
 - ・風俗営業と規定される業種又は風俗営業類似の業種
 - ・法律の定めのない医療類似行為を行う業種
 - ・占い、運勢判断に関する業種
 - ・興信所・探偵事務所等の業種
 - ・規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種や事業者
 - ・民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による再生・更生手続中の者
 - ・行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない事業者
- ② 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者
- ③ 市から資格（指名）停止措置を受けている者
- ④ 法人税、消費税及び地方消費税、法人所在地の市町村税及び伊勢市税を滞納している者
- ⑤ 政治的または宗教的目的を主たる目的とする団体
- ⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に掲げる暴力団及びその利益となる活動を行う団体
- ⑦ 指定管理者制度を導入している施設にあっては、指定管理者の事業内容等と競合する者（ただし、指定管理者及びその関連企業を除く）
- ⑧ その他命名権者として適当でないと市が認める者

6 提案方法

(1) 事前相談の受付

提案を希望される方は、対象となりうる施設かどうかや愛称等の条件などの確認が必要なため、提案前の事前相談を受付けます。「ネーミングライツ事前相談書（様式1）」等により、「9 問い合わせ先及び書類の提出先」へご相談ください。なお、この段階で、関係法令に抵触する等、明らかに実現性が低いと判断できる提案については、その理由等をお伝えしたうえで、再検討をお願いする場合があります。

(2) 提案の受付

① 提案の取扱い

提案については、「ネーミングライツ提案書（様式2）」及び「ネーミングライツ提案に係る誓約書（様式3）」を「9 問い合わせ先及び書類の提出先」へご提出ください。

② 提案の内容

- ・ 対象施設
- ・ 希望契約期間
- ・ 対価（金銭、金銭以外、又はその両方）
- ・ 希望契約金額
 - 金銭以外のものを対価とする場合は、その内容と金銭に換算したときの相当金額
 - 金銭以外のものとは、例えば、「施設で活用可能な製品等物品の提供」や「施設の維持管理等役務（サービス）の提供」
- ・ 施設の魅力向上や地域貢献・地域活性化に繋がる提案など

(3) 提案の採否

提案の内容については、伊勢市広告審査委員会での審査を行い、施設所管課において、審査の結果（提案の採否）を提案者に文書で通知します。

ネーミングライツの導入が決定した施設については、公募による契約候補事業者の選定手続きに移行します。

7 契約候補事業者の選定

(1) 公募の実施

ネーミングライツの導入が決定した施設に関しては、競争性及び公平性確保の観点から、公募により契約候補事業者を選定します。公募に当たっては、施設所管課において、予定価格や契約期間、審査基準等の条件を整理して、募集要項を作成します。

(2) 契約候補事業者の選定方法

伊勢市広告審査委員会が、審査基準に基づき、提案内容を審査します。なお、応募が1者のみの場合も、命名権者として相応しいかどうかを審査します。

(3) 選定結果の通知及び公表

施設所管課において、選定結果を応募者に文書で通知するとともに、市ホームページ

ージで公表します。

(4) 契約

施設への名称表示のデザイン、設置時期及び方法、支払方法、契約の更新・解除、道路案内標識の表示変更（道路管理者と協議の上、変更可能なものに限る）等について、詳細な協議を行い、契約書を締結します。

① 費用負担等

愛称の設定に伴い必要となる名称表示サイン及び看板等の変更に要する費用、契約期間満了後に原状回復に要する費用は、契約相手方の負担とします。また、これらの変更及び原状回復の作業も市が別途指定する方法により、契約相手方において実施することとします。

② 契約の解除等

契約の相手方の瑕疵や、社会的信用の失墜その他の契約相手方に生じた事情により、ネーミングライツ契約の維持が困難と考えられる場合には、契約を解除することがあります。

③ 契約期間満了後の措置

契約期間満了前において、当初の契約相手方は当初の契約の延長について申し入れることができます。

8 その他

- (1) 本件の提案に係る一切の費用は、提案者の負担となります。
- (2) 提出された書類は、原則として返却しません。
- (3) 提案内容等について、市から提案者に連絡することがあります。また、必要に応じて提案書の補正や追加資料の提出をお願いすることがあります。
- (4) ネーミングライツ導入後においても、市の条例、規則等上の名称については変更しませんが、新たに決まった愛称については、市においても積極的に使用します。

9 問い合わせ先及び書類の提出先

〒516-8601

伊勢市岩渕1丁目7番29号

伊勢市 資産経営部 資産経営課 担当者 森口・杉木

TEL：0596-21-5546

FAX：0596-21-5700

電子メール：sisan@city.ise.mie.jp

※ 持参の場合は、平日の午前8時30分から午後5時15分までを受付時間とします。

提案型ネーミングライツ契約までのフロー図

